

つくばみらい市東日本大震災被害者に対する介護保険利用者負担額等の免除に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 8 月 28 日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市東日本大震災被害者に対する介護保険利用者負担額等の免除に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市東日本大震災被害者に対する介護保険利用者負担額等の免除に関する事務取扱要綱（平成24年つくばみらい市告示第55号）の一部を次のように改正する。

第2条中「東日本大震災特別法第2条第3項に規定する特定被災区域（以下「特定被災区域」という。）」を「帰宅困難区域及び旧避難指示区域等（警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点の4区域等をいう（いずれも解除・再編された場合を含む。）。以下同じ。）」に改め、同条ただし書中「別表に定める区域であって令和5年4月1日以前に解除となった旧避難指示区域等に住所を有していた上位所得者（被保険者個人の合計所得金額（租税措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から当該特別控除額を控除して得た額）が633万円以上の者をいう。以下同じ。）」を「平成26年までに指定が解除された旧避難指示区域等に住所を有していた被保険者」に改め、同条各号を次のように改める。

- （1） 帰還困難区域から避難を行った者又は旧避難指示区域等であり、かつ、別表に定める区域等からを行った上位所得者（被保険者個人の合計所得金額（租税措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から当該特別控除額を控除して得た額）が633万円以上の者をいう。）を除く者
- （2） 令和7年3月31日に指定が解除された旧帰還困難区域から避難を行った上位所得者
- （3） 新たに結婚その他これに準ずる理由により、前2号のいずれかに該当する者の世帯に属することとなった者

第3条を次のように改める。

（利用者負担額の免除適用期間）

第3条 利用者負担額の免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める対象期間に受けた介護サービス等（介護サービス、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下同じ。）について適用する。

- (1) 前条第1号に該当する者 別表に定めるとおり
- (2) 前条第2号に該当する者 令和7年3月1日から令和7年8月31日までのサービス提供分で同年9月までに審査の対象となる介護サービス等
- (3) 前条第3号に該当する者 令和7年3月1日（令和7年3月2日以降に前条第3号の規定に該当するときは該当することとなった日）から、世帯に属する第2条1号又は第2号に該当する減免対象者の終期に準ずる（令和7年度中に減免対象者の世帯から分離した場合は分離の日までを対象とする）介護サービス等

第7条から第11条を削る。

第12条中「又は食費及び居住費等」を削り、同条を第7条とし、第13条を第8条とする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区域等	減免の対象
帰還困難区域等	原子力災害特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づき設定されている帰宅困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域
旧避難指示区域等 （上位所得者を除く。）	平成27年に指定が解除された旧避難指示解除準備地域（檜葉町の一部）
	平成28年に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、南相馬市の一部、川内村の一部）
	平成29年に指定が解除された旧居住制限区域等（飯舘村の一部、浪江町の一部、川俣町、富岡町の一部）
	平成31年に指定が解除された旧居住制限区域等（大熊町の一部）
	令和4年に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部）
	令和5年に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（浪江町の一部、富岡町の一部、飯舘村の一部）
	令和5年に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（富岡町の一部、飯舘村の一部）

	令和7年3月31日に指定が解除された旧帰還困難区域（飯館村の一部、葛尾村の一部）	
--	--	--

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市東日本大震災被害者に対する介護保険利用者負担額等の免除に関する事務取扱要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。